

大分県中小企業サポート推進会議運営規程

平成24年10月25日制定

(目的)

第1条 本会議は、県内中小企業に対する経営改善や事業再生の支援により地域経済の活性化に寄与することを目的とし、会員相互が、経営支援施策や再生事例に関する情報を共有することを通じて、地域全体の再生スキルの向上を図る。

(名称)

第2条 本会議の名称は「大分県中小企業サポート推進会議」とする。

(組織)

第3条 本会議の会員は、県内に本店のある金融機関、県内に支店のある政府系金融機関、大分ベンチャーキャピタル株式会社、大分県商工会議所連合会、大分県商工会連合会、大分県中小企業団体中央会、公益財団法人大分県産業創造機構、大分県中小企業再生支援協議会、大分県信用保証協会、大分県とし、会議運営のため事務局を設置する。

(事務局)

第4条 事務局は、大分県信用保証協会管理部と大分県商工労働部経営金融支援室に置き、両者が共同して、会議の招集、議事の進行、議事録の作成及び運営全般にかかる必要な事務を行う。

(オブザーバー)

第5条 本会議のオブザーバーを九州経済産業局、九州財務局大分財務事務所、株式会社地域経済活性化支援機構、南九州税理士会大分県連合会とし、必要に応じ助言を求める。

(会議)

第6条 本会議には、代表者会議、実務責任者会議を設置する。

1 代表者会議

代表者会議は、会員の代表者の出席により年1回開催し、運営方針の決定、事業報告を行う。

2 実務責任者会議

実務責任者会議は、会員の実務担当者の出席により、年2回程度開催し、主に下記の事項について、情報交換、意見交換及び検討等を行う。

- (1) 県内中小企業の経営状況及び課題について
- (2) 中小企業の経営改善、事業再生にかかる支援策について
- (3) 経営改善及び再生支援の事例研究について
- (4) 経営サポート会議及び中小企業再生支援協議会の活用について

(会費)

第7条 本会議の運営に必要な経費が発生したときは、その都度、会員から徴収する。

(その他運営に関する事項)

第8条 本会議の運営に必要な事項が生じたときは、実務責任者会議で協議するものとする。

附則 この規程は、平成24年10月25日から施行する。

附則 この規定は、平成25年4月1日から施行する。